

議 事 日 程

平成23年8月26日（金曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

専第7号 東白川村税条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第45号 東白川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第46号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第3号）

出席議員（7名）

1番 村 雲 辰 善

2番 桂 川 一 喜

3番 樋 口 春 市

4番 服 田 順 次

5番 今 井 保 都

6番 安 倍 徹

7番 安 江 祐 策

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長 安 江 眞 一

教 育 長 安 江 雅 信

参 事 安 江 弘 企

会 計 管 理 者 安 江 誠

総 務 課 長 松 岡 安 幸

村 民 課 長 安 江 清 高

産業建設課長 小 池 毅

教 育 課 長 安 江 良 浩

国保診療所
事 務 局 長 安 江 宏

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
書 記 今 井 修 輔

◎開会及び開議の宣告

○議長（安江祐策君）

ただいまから平成23年第2回東白川村議会臨時会を開会します。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安江祐策君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番 今井保都君、6番 安倍徹君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（安江祐策君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎承認第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、専第7号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成23年8月26日提出、東白川村長。

記1. 東白川村税条例の一部を改正する条例について（別紙）。

めくっていただきまして、専第7号 地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成23年6月30日、東白川村長。

1. 東白川村税条例の一部を改正する条例について。

次のページからが税条例の本文になりますけれども、別冊の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

本年6月30日に、地方自治法等の一部を改正する法律が成立いたしましたので、それに伴って本税条例の改正の専決処分をさせていただきました。

まず、1ページの第19条から4ページの第136条までは、罰則の強化の関係の条文でございます。村民税の納税管理人に係る不申告に関する過料からいろいろな税条例で過料がありまして、その限度額が今までは3万円になっておりましたけれども、それを税法の改正に伴って10万円以下の限度額に引き上げさせていただきました。

それから、5ページの第153条の入湯税の関係の罰則ですけれども、限度額は3万円から10万円に引き上げられておりますけれども、今までは罰金刑でしたので刑事罰でございましたけれども、今後は過料ということで行政罰になりますので、限度額は上がりますけれども、刑罰としては低くなっております。

5ページの終わりから附則の改正でございますけれども、まず寄附金税額控除における特例控除額の特例ということで、今までは条例で決めなければならない部分を地方税法、本法で決めることになったことに伴いまして条文を整理しております。それで、地方公共団体に対する寄附金、いわゆるふるさと納税の限度額は5,000円でございますけれども、これからは2,000円以上に引き下げられております。したがって、東日本大震災に対する寄附金等も1年間で2,000円を超える部分につきましては、所得税と市町村民税及び都道府県民税から税額控除をされるということになります。

それから、7ページの第6条、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例でございますけれども、肉用牛の免税対象飼育牛という制度がございます、ある一定の頭数までは税金がかからないわけでございますけれども、それが平成24年度までになっておりましたけど、平成27年度までに延長されました。それから対象頭数ですけれども、今までは年間売却数2,000頭まででしたけれども、それは1,500頭に引き下げられております。その分については条例ではなくて地方税法で決められました。

それから、9ページに行ってくださいまして、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告ということで、サービスつき高齢者向け住宅制度というのがあります、それも減額の対象になっておりますけれども、それは従来は知事の認定が必要でございましたけれども、登録制度に変更になりましたので、条文をそれに合わせて変更しております。

それから、次の附則第13条の3から一番最後までですけれども、先ほどの附則第5条の7の寄附金控除関係の条文が整理されましたけれども、こちらもその関係の条文でございます、それに合わせて条文の整理を行ったものでございます。

また、本法の条例の第8ページのところに戻っていただきまして、附則です。施行期日、第1条、この条例は公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するということで、原則として6月30日の公布の日から施行となっております。

そして、10ページの第3条のところですが、新築住宅関係がありましたけれども、固定資産税については平成23年度ということですので、今年度分からさかのぼって適用になります。

第4条の罰則につきましては、施行日から新しい年度額ということに変更になります。

以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、専第7号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、専第7号 東白川村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認されました。

◎議案第45号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第4、議案第45号 東白川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第45号 東白川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成23年8月26日提出、東白川村長。

次のページが条文でございますけれども、こちらも新旧対照表の一番最後のページをごらんいただきたいと思います。

災害弔慰金でございますけれども、これにつきましては、遺族の中で兄弟姉妹には支給されないという法律になっておりまして、東日本大震災でも兄弟姉妹で面倒を見てもらえないということで大変問題になりました。それで、議員立法によって法律改正が行われまして、制限があります

けれども、兄弟姉妹も加えるということになりましたので、それに合わせて条例も変更させていただくものでございます。兄弟姉妹につきましては、ほかの遺族よりも順位が後になるということでございます。

第4条のところでは、配偶者が一番最初の順位で、あと表のような順番になっておりますけれども、生計を主とした人がある場合はその人が優先的に支給されるというものでございますけれども、兄弟姉妹については生計が同じでもこの順位には入ってこないということです。

第3項が新しく挿入された条文でございまして、配偶者、子、父母、孫または祖父母いずれもが存しない場合であっても兄弟姉妹がいるときは、死亡した者と同居しているか、生計を同じくしていた者に限って災害弔慰金を支給するというのが新しく追加になりました。

本文の条文に戻っていただきまして、附則の方ですけれども、この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用するというものでございます。本村においても、今後災害が発生したような場合に、兄弟だけしか対象がいらないような場合があった場合は、支給の対象になるということになります。

以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第45号 東白川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号 東白川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第46号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安江祐策君）

日程第 5、議案第 46 号 平成 23 年度東白川村一般会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

議案第 46 号 平成 23 年度東白川村一般会計補正予算（第 3 号）。平成 23 年度東白川村一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 959 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19 億 7,966 万 8,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。平成 23 年 8 月 26 日提出、東白川村長。

次の 2 ページの第 1 表の歳入歳出予算補正と、4 ページの事項別明細書の総括の説明を省略させていただきます。5 ページの方をごらんいただきたいと思います。

5 ページの 2. 歳入。11 款 2 項 6 目の農林水産業費負担金、補正額 210 万円でございます。説明欄にありますように、土地改良施設修繕の負担金ということで、大明神地内のカヤゴヤ用水の修繕を県単事業で行うことになりまして、これについての事業費が 710 万円でございます。それにつきまして、土地改良区から 15%、地元から 15%、合わせて 30% 分の負担金をここでいただくものでございます。

14 款 2 項 6 目の農林水産業費県補助金、補正額 280 万円。これも、上の負担金と同じでございますが、これは県の補助金でございます。事業費 700 万 1,000 円の 40% 分でございます。

次に、18 款 1 項 1 目の繰越金、補正額 469 万 7,000 円。前年度繰越金でございます。

次に、6 ページをごらんいただきます。

6 ページ、3 の歳出。2 款 1 項 10 目の地域情報化事業費、補正額が 64 万 9,000 円でございます。CATV の維持管理費 64 万 9,000 円でございます。この中で、消耗品の 15 万 8,000 円、それから工事請負費の伝送路の修繕工事 35 万円、この 2 件につきましては、西洞地内において、伝送路ですけれども浸水による被害がございまして、障害が発生しておるため、ケーブルを 355 メートルほど張りかえるものでございます。

それともう 1 個、修繕料で備品の修繕料 14 万 1,000 円ございますが、これにつきましては、サーバーの点検などを行っているときに発見されました、サーバーとバッテリーの不良箇所の修繕をそれぞれ行うものでございます。

次の 6 款 1 項 5 目の山村振興事業費、補正額が 36 万円でございます。これにつきましては補助金ですが、越原センターの改修補助金でございます。越原センターにつきましてはエアコンがございませんので、2 階部分にエアコンを設置するものでございます。事業費が 108 万 1,500 円ほどかかりますけれども、その 3 分の 1 を助成するものでございます。

それから、7 目の農地費、補正額が 700 万 1,000 円。農地総務費で 700 万 1,000 円で、県単土地改良施設の修繕事業の工事費でございます。歳入で御説明しましたけれども、大明神地内のカヤゴヤ用

水の修繕約327メートルほどを県の補助金を受けて実施するものでございます。これの補助金と負担金の負担の割合でございますが、県が40%、村が30%、土地改良区が15%、地元が15%というような割合でございます。

次に、7ページの10款2項1目の学校管理費、補正額が158万7,000円。スクールバス管理費でございます。当初予算でスクールバス3台を購入する予定でございました。予算がそれぞれ3台分見ておりましたけれども、今度購入するバスにつきましては、22年度適用の開発規制適用ということになりますので、価格が上がるのが予想されますので、その分を今回補正させていただくものでございます。保険料と備品購入費、それぞれ3台分につきましての増額補正ということでございます。

以上でございます。

○議長（安江祐策君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

6ページの今説明がありました一般会計の歳出についてですが、あくまでもこれは質問としてお聞きいただきたいのですが、山村振興事業費としまして、越原センターの改修補助金として村の一般財源からの補助という形で数字が出ていますが、今後の考え方としてなんですが、実はこの越原センターの空調設備を整えるという事業主体がどこなのかという考え方についてのちょっと質問をしてみたいと思いますが、この状態ですと越原区の方が事業主体となって空調設備を整えているようなことになっていますが、参考になるのが、この下の農地費ですが、これは事業主体が村になっていまして、結果的にそこに対して県であるとか、そこから補助金を入れて地元から負担金を吸い上げまして、総額700万ぐらいの事業費として出すことによって、これは村が最終的に必要であるという判断を下したためにこれを行ったということが明確になっていますが、実はこの越原センターの改修については、この状態ですと、空調が必要だと感じたのはあくまでも越原区であって、村は特に必要であるかどうかということを根本的から指導したわけでもなく、検討したわけでもないというような体系処理になっていると思います。今後、災害において空調設備、ひょっとしたら避難所に必要かもしれないというような意見を今までも僕は述べてきたわけですが、施設における、いろんな施設に必要な備品というものは、本来それぞれの使用者が勝手に必要だと考えるものもあれば、逆に所有者であったり、管理者である村が、これは今後こういうときのために必要であるという明確な意思をもってして判断し、そこに対して一定の税金を充てていくというような方向性を見出していくためには、例えばこのような補助制度の場合、一定の補助金をただ与えて主体を区に持たせるのではなくて、必要であるということを村が判断し、村の事業費として総工費、今回ですと108万を事業費として上げ、そこに対して地元からの負担金を3分の2負担していただくという

ような考え方じゃないかということを、ちょっとどなたに質問すればいいのかわかりませんが、ちょっとお答えしていただきたいと思いました。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

ただいまの御質問ですが、これは越原区の方々がこういうものが欲しいよということでしたので、税金を越原の方々に補助金として、自分たちで行っていただくという、村のものだから村でやると言われればそれまででございますが、なるべく地域の人たちの希望に沿って皆さんの税金を使っていくというのが今始めております官民協働ということにも通じる問題でございまして、今までもそれぞれの施設でこういうことを行ってまいりました。

それで、こういうふうにしておるわけでございますので、負担金を取って村でやるか村が補助金を出して地域の方でやるか、どちらがいいのかということは、私としては、地域の方が御相談をしてそれぞれの地域でやっていただくのがベターであると思って出す補助金でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

実はそういう温かいお気持ちの方は十分に承知しておりまして、今までも当然そのような形でいろんな補助を出していただくことでスムーズにやってまいりました。

ただし、事業総工費が地元の経済力に左右されてしまうというのが、この方式の最大の欠点ではないかと思っています。

それで、事業総工費については、必要であるからこれだけのものが要るんだということをしっかり算定していただき、あとは地元の経済力に合わせて地元の負担金がどれくらいが妥当であるかというような方向性を今後示唆していただくと、人口が減っていたり、高齢社会が進み、個人の所得が減少していくとともに、住民サービスの低下がそれとつられてサービスの低下につながりかねないということを懸念しておりまして、住民サービスの必要な部分に対しての地元負担をどうするかは、経済力等に合わせて変動していくような形が今後好ましいのではないかと考えて質問をした趣旨でしたので、もう一度住民サービスの量と個人の持っている所得、もしくは経済力との兼ね合いについてどのようなお考えかだけ、ちょっともう1回伺っておきたいと思います。

○議長（安江祐策君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

今のもう一つの大明神の用水路の件も同じでございますが、額の大きいものについてはどうしても地元主導というわけにはまいりません。これは、県の補助をいただいて村が施工していきますし、それぞれの集会室やその他でも同じことが言えます。これは一つ、エアコンでございますので、こ

ういう形でございます。

では、施設が大きく何かで壊れたというような場合は、地元負担をもらって地元でやってくださいというわけにはまいりません。それは、当然ある程度大きなものは村が主体になってやっていかなくてはならないと。地域の経済力に合わないような大きな事業、大きな工事、そういうものについては公助で行います。自助、互助、公助と言われております官民協働の村づくりにおきまして、小さなことは地域の方がこぞってやるというシステムが少しずつ行き届いてまいりました。

けさとも、黒淵の方が請求書を持ってみえました。これは村道の曲がり角がよくない、自分たちでやるからということで、その節のかかった資材、そういうものを請求書として持ってみえて、村ではそういうものは出してさしあげるという方針をとっておりますので、大きなもの、自分たちではとても手が出ない、そういうことについては村が行いますと、地域の方でそれぞれでお互い助け合ってやれることは助け合ってやってください、自分でやることは自分でやると、こういう考えで今後行っていきたい、そんな考えを持っております。

○議長（安江祐策君）

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

一つ事務的な整理だけ御説明させていただきたいと思いますが、村の資産というか所有する施設については、修繕等も直営でやるのが原則でございますけれども、越原センターについては指定管理施設ということで、指定管理施設の整備の中で施設の、以前に指定管理施設の修繕の負担については、委員会の方へも説明させていただいておるところでございますけれども、指定管理施設の中で施設を三つのすみ分けにしておりますと、地元の要望等によって設置した施設、それから村が政策的に行って建てた施設、それから当然村が村の義務として設置する施設、三つに分けておりまして、越原センターについては、その三つのグループでいいますと地元が管理していただく施設ということに入っておりますと、それでその施設を修繕する目的というかによってすみ分けをしておりますと、地元の方の発意で行われる改修・修繕等については、地元の方で事業主体になっていただいて行ってくださいねというような取り組みをしておりますと、その場合については村の方が補助金額を3分の1というふうに行っているということでございます。

○議長（安江祐策君）

ほかに。

〔挙手する者あり〕

5 番 今井保都君。

○5 番（今井保都君）

ただいまスクールバスの購入の補正が上がっております。

最初、23年度予算の当初では、私もちょっと見たわけですがけれども、7月にどうしても車検が必要だということで車検の費用、それからまたいろんな重量税とかもろもろ計算しますと、恐らく4,046万6,000円ぐらいになるかということですね。そうしますと、普通、一般庶民感情からいいま

すと、そういう車をかえるときは車検を利用して更新をされるわけですがけれども、今回村はいろんな努力をされたと思うんですけど、車検を受けてなおかつ車の購入ということで、できればこういつたことに関して、もう少し車検に合わせて車を購入されるような努力をしてほしいなあと思うわけですがけれども、行政側の見解をちょっとお聞かせください。

○議長（安江祐策君）

教育課長 安江良浩君。

○教育課長（安江良浩君）

現在あるスクールバスは3台とも初期登録が1月でありまして、本来からですと12月中に車検を受けるというのが一番ベストだと思いますけど、冬休み期間中というのはなかなか期間がないということで、夏休み期間中に車検を受けるということで、最初に夏休み中にやるというのがいつから始まったのかちょっとわかりませんが、それからずっとここ数年、夏休みに車検を受けるということで1年ごとの更新をしております。

今回は、どうしても国からの補助金をもらう事業でございまして、内示が今震災の関係でちょっとおくれておりますけど、内示を受けて発注をするということで、どうしても今年度中に納品するという場合には、遅くとも9月にまでには発注をしなければ納品されないという事情がございまして、本来ですと車検を受けて更新というのがベストかと思いますが、そうした場合に今年度事業には間に合わないというような事情がございまして、早目の発注ということで、どうしても車検を受けてからの発注ということになった事業でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（安江祐策君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

車検を受けて更新ということになりますので、さっき言いましたように、庶民感情からすると、車検を受けたくらいの分については、少しくらいの今の物件としての値段をちょっと見てもらいたいと思うわけですがけれども、この購入方法はどんな購入方法をされますか。一般競争入札ですか、それとも随時契約なのか、どちらの方法をとられるわけですか。

○議長（安江祐策君）

教育課長 安江良浩君。

○教育課長（安江良浩君）

3台につきましては、それぞれ1台ずつの発注ということで、指名競争入札を予定しております。それで、先ほど御指摘のありました今のスクールバスについては、見積もりの際は下取り車として考慮していただくということで、当然車検は更新の時期やとまだ8ヵ月くらい車検期間が残っておりますので、その分は十分に下取り車の方へ反映していただくようには、各業者さんの方には申し伝えるつもりでございます。

○議長（安江祐策君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号 平成23年度東白川村一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（安江祐策君）

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。平成23年度第2回東白川村議会臨時会を閉会します。

午前10時15分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員